

# 12 訪問入浴事業

[|Q&Aトップ|](#) [印刷ページ](#)

基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等	番号
3 運営	サービス利用提供前の健康診断の費用負担とサービス提供拒否について	サービスを提供する前に利用申込者に対し、健康診断を受けるように求めることはできるか。また、健康診断書作成にかかる費用の負担はどのように取り扱うべきか。(訪問介護、訪問入浴介護、通所介護)	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。 しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。	13.3.28 事務連絡 <a href="#">運営基準等に係るQ&amp;A</a>	Ⅱの 1
4 報酬	特別地域加算	特別地域加算の算定について 特別地域加算は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する」とあるが、個別のサービスコードごとの合成単位数に100分の15の加算の値を計算して積み上げるのか、それともサービス利用票別表の記載例のようにサービス種類の単位数の合計に対して100分の15を算定するのか。	特別地域加算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計に対して100分の15を加算として算定すること。	12.3.31 事務連絡 介護保険最新情報 vol.59 <a href="#">介護報酬等に係るQ&amp;A</a>	V

5 そ の 他	訪問入浴 介護と訪問 介護の同 時利用	同一利用者が同一時間帯に訪問入浴介護と 訪問介護を利用できるか。	利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを 原則としている。ただし、例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介 助をする場合など、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問 リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場 合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間 帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合 に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数 が算定される。訪問入浴介護は看護職員1人と介護職員2人の 3人体制による入浴介助を基本としており、当該訪問入浴介護 従業者とは別の訪問介護員等が同一時間帯に同一利用者に 対して入浴その他の介助を行った場合には別に訪問介護費を 算定できない。	15.6.30 事務連絡 <a href="#">介護保険最新情 報 vol.153</a> <a href="#">介護報酬に係る Q&amp;A(vol.2)</a>	3
------------------	------------------------------	-------------------------------------	--	--	---